

集会室使用案内

尾道市立中央図書館(尾道カルチャープラザ) H27.4.1

使用の目的

当館の集会室は、営利活動を行っていない団体が、図書館活動・文化活動・生涯学習の推進を図るために使用することができます。

1. 対象の施設
市民ラウンジ(100席)
視聴覚ホール(140席)ただし、組立舞台を使用するときは100席
大会議室 (28席)
小会議室 (12席)
茶室 (6畳)
2. 使用時間
原則として、開館日の10:00~21:00まで
3. 休館日
図書館の休館日は使用できません。
4. 使用料金
無料
5. 使用制限
次のいずれかに該当する場合は許可できません。
 - ・使用目的が図書館活動・文化活動・生涯学習活動と異なるとき
 - ・営利活動・宗教活動・政治活動を目的とするとき
 - ・参加者から金銭を徴収するとき
 - ・個人の目的で使用するとき
 - ・音響機器の使用で、図書館業務に支障をきたすとき
 - ・その他、館長が不相当と判断したとき
6. 使用者の責任
使用者は、使用期間中に施設・設備及び備品などを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復するか又はその損害を賠償しなければなりません。また、許可なく張り紙等もできません。

7. 駐 車 場 図書館の駐車場は使用者において確保してください。
なお、生涯学習センターが駐車場として利用できます。利用については、別途申請書(図書館にあります。)を生涯学習に提出し、許可が必要になります。

8. 使用 申 込 図書館 1F 窓口で行ってください。
使用予定日の 3 か月前から 3 日前まで受付します。集会室使用承認申請を図書館に提出し、許可を受けなければなりません。
(注)・原則として、使用願は該当行事の 1 回分しかできません。該当行事終了後に次回の申し込みをしてください。
・原則として、申し込みのできる集会室は、1 団体 1 室とさせていただきます。
・図書館業務及び尾道市の用務で必要が生じた場合には、許可を受けた後でも変更していただくことがあります。

9. 使用上の注意

- ① 使用する集会室は、使用者がすべて責任を持ち、準備・使用中の管理・後始末・戸締りなどを行ってください。
- ② 付近の住民の皆様にご迷惑のかからぬようお願いいたします。
- ③ 酒気を帯びての入館はできません。
- ④ 集会室内で飲食はできません。(正面玄関近くの休憩コーナーでお願いします。)
- ⑤ 全館禁煙です。
- ⑥ 使用承認申請書の申込者は勝手に他人に貸したり譲ったりしないでください。
- ⑦ 使用目的以外の使用はできません。
- ⑧ 電話での予約はできません。
- ⑨ 集会室では、大音量の出るもの(ドラム等)は使用できません。
- ⑩ 必要な用具(マイク・ホワイトボード等)は事前に申し出てください。

※ 上記の事項に違反したときは、使用許可の取消し、使用の中止をすることがあります。

その他不明な点は、図書館にお問い合わせください。

尾道市立中央図書館(尾道カルチャープラザ)
〒722-0043 尾道市東久保 4-1
TEL(0848)^{みなよくよむ}37-4946 FAX(0848)37-0870